

平成30年4月11日  
照会先：厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生課  
課長補佐 中山 (内線 2431)  
管理係員 中島 (内線 2434)  
(代表) 03-5253-1111  
(夜間) 03-3595-2301

## 生活衛生資金貸付利率の改定について

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業本部 生活衛生融資部  
東京都千代田区大手町1-9-4  
大手町フィナンシャルシティノースタワー  
電話 03-3270-1651

平成30年4月11日から生活衛生資金貸付の貸付利率が次のとおり改定されます。

区分	適用施設設備等	年 利 率 (注1、2)		適用時期
		旧利率	新利率	
基準利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外の設備資金</li> <li>・下記以外の運転資金(注5)(注6)</li> <li>・事業安定等運転資金(注3)(注6)</li> <li>・生活衛生セーフティネット貸付(注6)</li> <li>・衛生環境激変対策特別貸付(注3)(注4)</li> </ul>	1.76 ~ 2.25 %	1.81 ~ 2.30 %	平成30年4月11日以降の貸付契約に係るもの
特利A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近代化設備</li> <li>・省エネルギー設備資金(注3)</li> <li>・働き方改革実現計画を実施するために必要な資金(注3)</li> <li>・事業安定等施設(注3)</li> <li>・事業安定等運転資金(注3)(注6)</li> <li>・女性、若年者又は高齢者の創業にかかる資金</li> <li>・振興事業貸付のうち以下の運転資金(注6) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 標準営業約款登録者にかかる運転資金(注5)</li> <li>② 事業承継にかかる運転資金</li> </ul> </li> <li>・耐震診断運転資金・耐震改修運転資金(注6)</li> </ul>	1.36 ~ 1.85 %	1.41 ~ 1.90 %	
特利B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー設備資金(注3)</li> <li>・訪日外国人旅行者対応に必要な資金(注8)</li> <li>・働き方改革実現計画を実施するために必要な資金(注3)</li> <li>・環境対策等関連施設(注3)</li> <li>・事業安定等施設(注3)</li> <li>・健康・福祉増進関連事業施設(注3)</li> </ul>	1.11 ~ 1.60 %	1.16 ~ 1.65 %	
特利C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事業施設のうち特定設備(注5)</li> <li>・衛生設備</li> <li>・環境対策等関連施設(注3)(注7)</li> <li>・健康・福祉増進関連事業施設(注3)(注5)</li> <li>・衛生環境激変対策特別貸付(注3)(注4)</li> </ul>	0.86 ~ 1.35 %	0.91 ~ 1.40 %	
特利E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公衆浴場業衛生・近代化設備</li> <li>・一般公衆浴場業借地更新・買取資金</li> </ul>	0.36 ~ 0.85 %	0.41 ~ 0.90 %	
特利F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付</li> </ul>	1.11 %	1.11 %	

(注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。

(注2) 貸付利率は、貸付期間または担保の有無などによって異なります。

(注3) 用途等により適用利率が異なります。

(注4) 本貸付の適用は、関係省庁から適用の指示があった場合に限り、現在、適用はされておりません。

(注5) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金および運転資金については、通常適用される利率より0.15%低い利率でご利用いただけます。

(注6) 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者に限ります。

(注7) 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者が必要とする資金であって、事業継続計画(BCP)に基づく耐震改修に資する施設等にかかるもののうち、耐震診断義務付け対象建築物にかかるものについては、「特別利率J(特別利率C-0.15%)」が適用されます。

(注8) 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者が必要とする設備資金については、「特別利率J(特別利率C-0.15%)」が適用されます。

※東日本大震災に伴う東日本大震災復興特別貸付及び平成28年熊本地震に伴う平成28年熊本地震特別貸付、並びに生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における拡充措置が適用されております。